

第12節 在宅医療

- 在宅療養患者に対する医療提供体制の充実のため、在宅医療を提供する医療機関の人口対施設数を増やすとともに、医師をはじめ、歯科医師、訪問看護師、薬剤師、栄養士、理学療法士など在宅医療に携わる医療従事者の育成や連携を図ります。
- 福島県在宅医療推進協議会や各地域において保健所の協議会や部会を活用し、地域の実情に応じた在宅医療の施策を検討し、実施します。

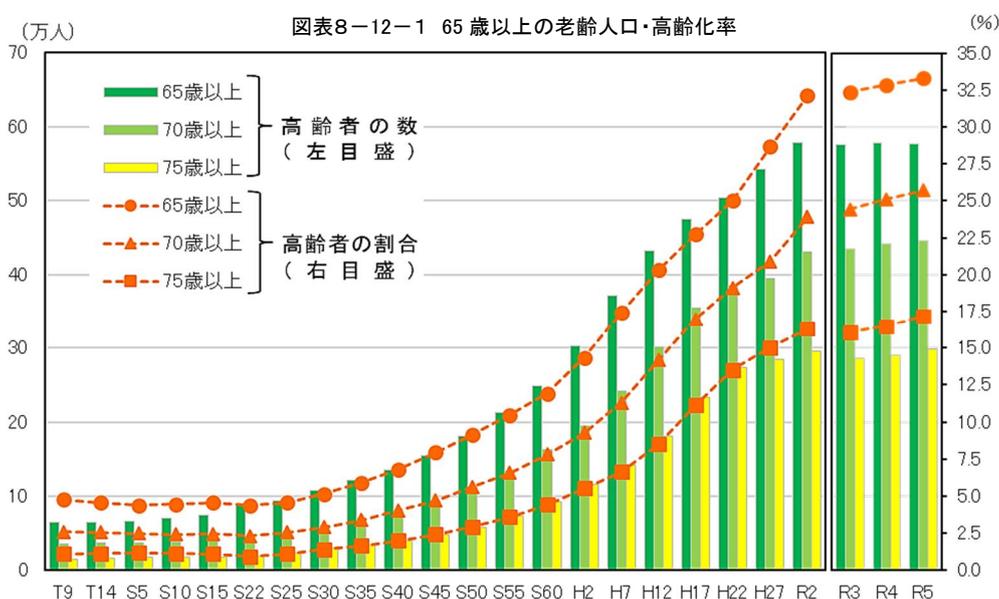
現状と課題

1 現状

(1) 患者動向等の現状

ア 65歳以上の高齢人口・高齢化率

- 本県の65歳以上の高齢者人口は令和4（2022）年現在、578,120人であり、65歳以上の高齢化率は32.9%となっています。
- 高齢化率の全国平均が令和4（2022）年度現在、29.1%のため、本県は全国平均よりやや高い状況です。



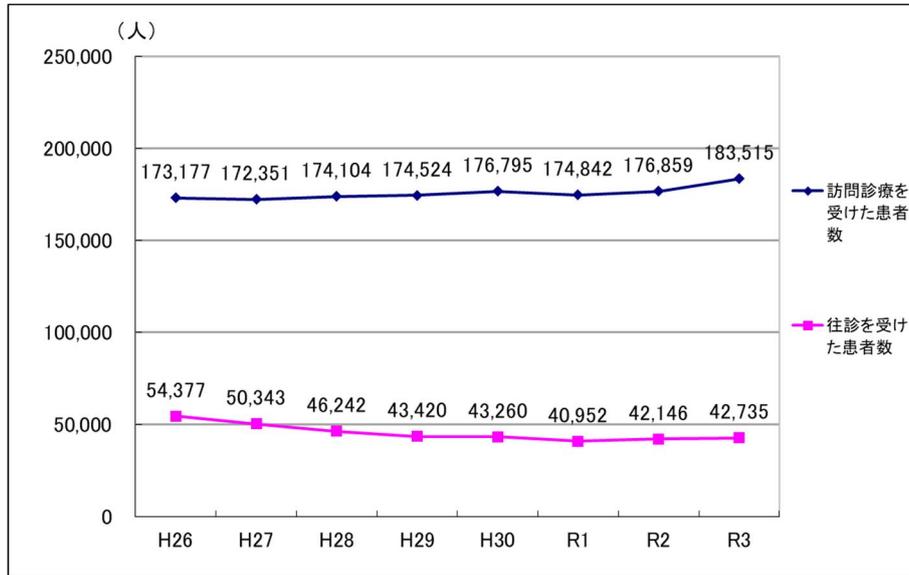
資料：大正9年～令和2年人口は国勢調査（総務省）、それ以外の人口は福島県現住人口調査（福島県）

イ 訪問診療及び往診を受けた患者数

- 本県で令和3（2021）年度に訪問診療を受けた患者数は183,515人、往診を受けた患者数は42,735人となっています。

第12節 在宅医療

図表8-12-2 訪問診療及び往診を受けた患者数

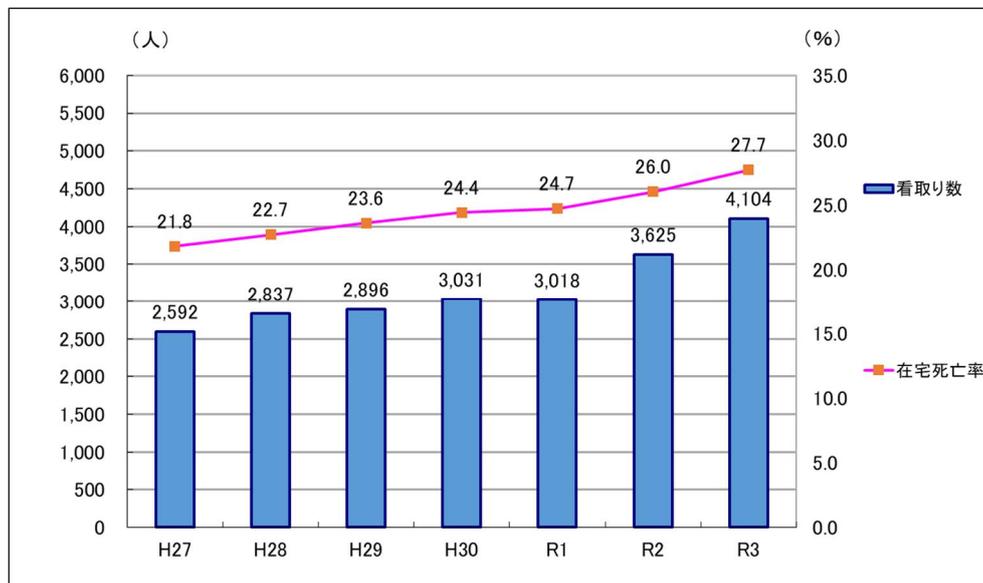


資料：NDB オープンデータ(厚生労働省)

ウ 看取り数・在宅死亡割合

- 本県の令和3（2021）年度の看取り数は4,104件となっています。
- 令和3（2021）年度の在宅医療死亡数は7,091人、在宅死亡率にすると27.2%となっています。

図表8-12-3 看取り数・在宅死亡割合



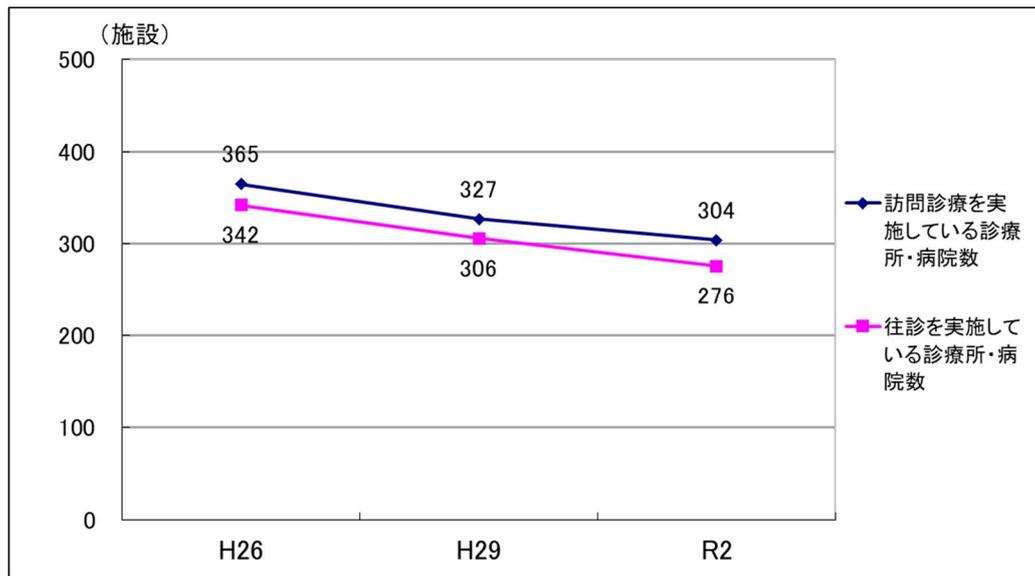
資料：看取り数はNDB オープンデータ(厚生労働省)、在宅死亡率は人口動態調査(厚生労働省)

(2) 医療資源等の現状

ア 訪問診療及び往診を行う医療機関数

- 本県で令和2（2020）年度に訪問診療を実施している病院・診療所は304機関となっています。
- また、往診を実施している病院・診療所数は令和2（2020）年度で276機関あります。

図表8-12-4 訪問診療及び往診を行う医療機関数



資料：医療施設調査（厚生労働省）

2 課題

(1) 在宅医療を担う医療機関等の充実

- 訪問診療を実施する病院・医科診療所の数（人口10万対）は、福島県が16.3施設であるのに対して全国平均は18.3施設となっており、全国平均より少ない状況です。
- 訪問診療を受けた患者数（人口10万対）は、福島県が9,851.7人であるのに対して全国平均は16,775.5人であり、在宅医療の提供件数が全国平均より少ない状況です。
- また、訪問歯科診療や訪問看護、薬局の数は全国平均を下回っています。
- 将来増加が見込まれる在宅医療の需に対応するため、施設整備の支援等による在宅医療を担う医療機関の増加や研修会等の実施による在宅医療人材の確保を図る必要があります。また、診療所のみでは在宅医療の提供が困難な地域においては、地域の病院が連携して在宅医療を支える体制づくりを図る必要があります。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括ケアシステムの充実のため、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を一段と推進する必要があります。

(3) 看取り対応

- 看取りに対応する施設や在宅死亡の割合は全国平均並みですが、老人ホーム等において連携する医療機関が看取りに対応できないために救急車で病院まで搬送されて亡くなる方もいます。看取りに対応する医療機関と介護サービス施設、救急関係機関等との連携を進めていく必要があります。

目指す姿と医療連携体制

1 目指す姿

増加・多様化する在宅医療のニーズに各地域で対応する観点から、以下の状態となっていることを目指します。目指す姿の達成に向けたロジック全体の体系図は、本節の最後をご覧ください。

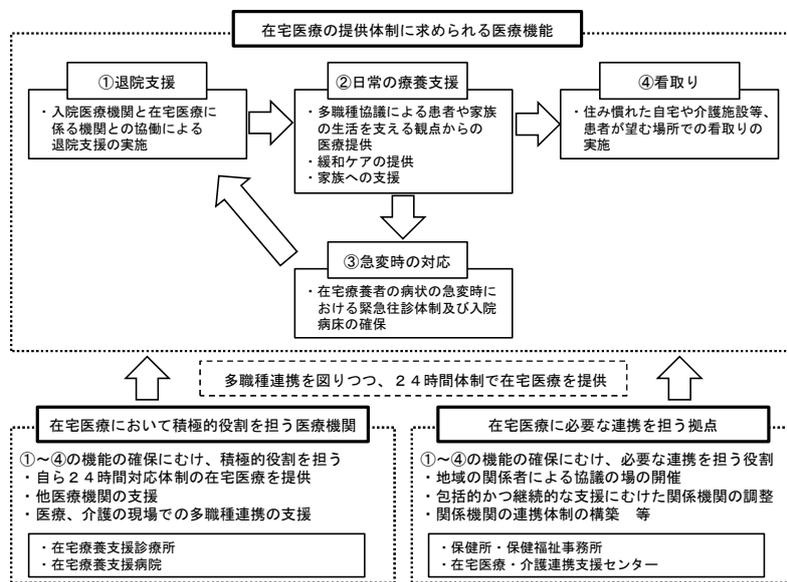
- (1) 在宅医療を希望する患者が、必要とする医療と介護などのサービスを一体的・継続的に受けることができ、自分らしい生活を続けることができること

2 必要となる医療機能

医療機能	機能の概要／目標
円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】	・入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること
日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】	・患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む。)が多職種協働により、可能な限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること
急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】	・患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること
患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】	・住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること
在宅医療において積極的役割を担う医療機関	・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと ・患者の家族等への支援を行うこと
在宅医療に必要な連携を担う拠点	・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ・在宅医療に関する人材育成を行うこと ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

3 医療連携体制

(1)医療連携体制図



(2)圏域の設定

- 在宅医療に関する圏域の設定にあたっては、できる限り急変時の対応体制や医療と会議の連携体制の構築が図られるよう、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の配置状況に留意します。
- 地域の在宅医療行政の中核となる在宅医療推進協議会（県6保健福祉事務所）及び医療と介護促進部会（いわき市）の設置状況を踏まえ、在宅医療に関する圏域は、県北、県中、県南、会津、南会津、

相双、いわきの 7 圏域とします。

- また、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所が所在しない市町村への広域的な支援に関しては、まず各地域の協議会や部会において議論を行う体制とします。

施策の方向性

1 施策の方向性と展開

施策の方向性 (目指す姿の達成に向けた課題)	施策・取組の展開
(1)入院患者が在宅療養移行に向けた退院支援を受けられること	<p>ア 入院医療機関による退院支援担当者・窓口の配置推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入院医療機関における退院支援担当者の配置を推進します。 <p>イ 入院初期から退院後の生活を見据えた支援を行える体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全圏域で策定した退院調整ルールを運用し、多職種連携による退院後の在宅療養の支援体制の構築を推進します。 ○ 入院医療から退院後の在宅復帰が円滑にできるよう、全圏域において策定・運用している退院調整ルールの評価・見直しを毎年度実施し、医療機関と居宅サービス事業所等が連携し、情報共有できる体制整備を推進します。
(2)在宅療養患者が疾患、重症度に応じて日常の療養支援を円滑に受けられること	<p>ア 患者のニーズに対応した医療や介護、障害福祉サービスが包括的に提供される体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多職種協働による地域包括ケアシステムの構築のため、福島県医師会内に福島県在宅医療・介護連携支援センターを設置し、郡市医師会等が設置する各地域の在宅医療・介護連携支援センターに対する連携支援及び在宅医療・介護連携支援センターの設置を検討している市町村に対して開設に向けた総合的な支援を行います。 ○ 要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村が主体となって行う在宅医療・介護連携の取組を支援します。 ○ 地域住民や関係機関等のネットワークを構築して包括的・継続的に高齢者の生活を支えていく中核的機関である地域包括支援センターが担う機能が十分に発揮できるよう支援します。 ○ 市町村や地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」では、多職種が協働して個別ケースの支援内容の検討を行っています。県では、「地域ケア会議」におけるネットワーク構築機能を強化するため、研修会の開催や専門職派遣事業を実施し、「地域ケア会議」の充実を図ります。 ○ 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護が適切に提供されるよう、市町村での適切な整備について技術的な助言を行います。 ○ 在宅医療に、必要な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。 ○ 在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携体制を推進するため、福島県歯科医師会内に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療等が必要な者の把握、訪問歯科診療所等の紹介・派遣などを実施します。 ○ 医療・介護サービスの向上のため、「キビタン健康ネット」等の ICT(情報通信技術)を活用した病院、医科・歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護施設等の連携を促進し、24 時間 365 日対応の在宅医療体制の構築を推進します。 ○ 在宅療養生活を支えるために、患者の状態の変化に応じて、医療・介護等の関係者が一体となり、情報共有が速やかに行われる仕組みの構築を推進します。 <p>イ 地域包括支援センター等との協働と適切なサービスの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、障

	<p>害福祉サービス、家族の心身の負担軽減につながるサービスに関する情報を適切に紹介できる体制の整備を推進します。</p> <p>ウ 在宅医療を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県医師会と連携し、在宅医療に取り組む医療従事者のための同行訪問研修や看取りに対応できる医師、看護職員、薬剤師、介護関係者等を養成する研修の開催を支援します。 ○ 地域毎の薬局における無菌調剤を実施できる整備の導入を推進し、輸液ポンプなど在宅医療に欠かせない医療機器などの取扱に精通する薬剤師の人材育成に努めるとともに、多職種連携により、在宅によるがん疼痛緩和ケアが実施できる環境の整備を進めます。 ○ 服薬情報を一元的に管理し、かかりつけ医等と連携するかかりつけ薬剤師・薬局の普及・啓発を図ります。 ○ 医療や介護の現場における患者・家族等による暴力・ハラスメントを防止する取組を推進し、在宅医療従事者等の安全の確保を図ります。 <p>エ 訪問診療を実施する医療機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的・効果的な在宅医療が行えるように、医科・歯科訪問診療、訪問看護に必要な医療機器等の整備を推進します。
(3)在宅療養患者が急変時に安心して支援を受けられること	<p>ア 在宅医療機関の体制や連携体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の急変時に受入を担う入院医療機関と、在宅医療を担う医療機関、訪問看護事業所等、介護関係者、消防との連携体制の構築を推進します。
(4)人生の最終段階における患者の意向を尊重した看取りができること	<p>ア アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らが望む形で人生の最期を迎えられるよう、エンディングノートの作成や人生会議の実施などのアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の普及啓発を推進します。 <p>イ 患者が望む場所での看取りを行う体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人生の最終段階において在宅療養患者の意思が尊重される環境を整備するため、地域における在宅医療・救急医療・介護関係者等の関係者間の連携体制の構築を推進します。

2 関係者・関係機関の役割

(1)各医療機能を担う医療機関等

- 「必要となる医療機能」で示した各医療機能を担う機関等の基準は下表に示すとおりです。
- 下表の基準を満たす機関のうち、医療機関（病院・診療所）に関するものは別表のとおりです。
- 計画期間中に、別表掲載の医療機関に変更が生じた場合は、福島県保健福祉部において基準該当の有無を確認するとともに、必要に応じて関連する協議会等に協議して変更することとします。

医療機能		医療機能を担う医療機関等の基準
円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】	入院医療機関	<p>次の①から④までの全てに該当する病院・有床診療所を「退院支援(入院医療機関)」の機能を担う医療機関とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退院支援担当者が1名以上いる ② 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を行っている ③ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療や介護、障害福祉サービスの資源の紹介、仲介等を行っている ④ 退院後に患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る他の機関との情報共有を図っている <p>※このほか、介護老人保健施設においても、在宅への移行に向けた取組が行われています。</p>
	在宅医療に係る機関	「退院支援(在宅医療に係る機関)」の機能を担う医療機関には、次のようなものがあります。

		<ul style="list-style-type: none"> 往診または訪問診療を実施している病院・医科診療所 訪問歯科診療を実施している歯科診療所 <p>※このほか、以下の在宅医療に係る機関も、機能を担う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出をしている薬局 訪問看護事業所 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 基幹相談支援センター 相談支援事業所
日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】	在宅医療に係る機関	<p>「日常の療養支援」の機能を担う医療機関には、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 往診または訪問診療を実施している病院・医科診療所 在宅患者訪問看護・指導を実施している病院・医科診療所 訪問歯科診療を実施している歯科診療所 <p>※このほか、以下の在宅医療に係る機関も、機能を担う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出をしている薬局 訪問看護事業所 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所サービス提供施設 基幹相談支援センター 相談支援事業所
急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】	入院医療機関	<p>次の①から④までのいずれかに該当する医療機関を「急変時の対応(入院医療機関)」の機能を担う医療機関とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「在宅療養支援病院」の届出を行っている病院 有床診療所(「在宅療養支援診療所」の届出を行っている診療所を含む。) 「在宅療養後方支援病院」の届出を行っている病院 二次救急医療機関 <p>※このうち、「在宅療養支援病院」の届出を行っている病院、「在宅療養支援診療所」の届出を行っている診療所、「在宅療養後方支援病院」の届出を行っている病院、二次救急医療機関に該当する医療機関を別表に掲載しています。</p>
	在宅医療に係る機関	<p>「急変時の対応(在宅医療に係る機関)」の機能を担う機関には、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「在宅療養支援病院」の届出を行っている病院 「在宅療養支援診療所」の届出を行っている医科診療所 以下のいずれにも該当する病院・診療所 <ul style="list-style-type: none"> a) 往診または訪問診療を実施している b) 症状急変時に24時間対応可能(他の医療機関と連携して対応している場合を含む) 訪問歯科診療を実施している歯科診療所 <p>※このほか、以下の在宅医療に係る機関も、機能を担う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれにも該当する薬局 <ul style="list-style-type: none"> a) 「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出をしている b) 休日・夜間の調剤または在宅患者への対応を行っている 訪問看護事業所 消防機関
患者が望む場所での看取り	入院医療機関	<p>次の①に該当する病院・有床診療所を「看取り(入院医療機関)」の機能を担う医療機関とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合に、必要に応じて受け入れられ

<p>が可能な体制【看取り】</p>	<p>在宅医療に係る機関</p>	<p>る</p> <p>「看取り(在宅医療に係る機関)」の機能を担う医療機関には、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 往診または訪問診療を実施している病院・医科診療所 ・ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所 <p>※このほか、以下の在宅医療に係る機関も、機能を担う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれにも該当する薬局 <ul style="list-style-type: none"> a)「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出をしている b)麻薬小売業免許及び高度管理医療機器等販売業・貸与業許可を取得している ・ 訪問看護事業所 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 基幹相談支援センター ・ 相談支援事業所
<p>在宅医療において積極的役割を担う医療機関</p>		<p>福島県在宅医療推進協議会において、次の①または②に該当する病院・診療所が「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」とされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「在宅療養支援病院」の届出を行っている病院 ② 「在宅療養支援診療所」の届出を行っている医科診療所
<p>在宅医療に必要な連携を担う拠点</p>		<p>福島県在宅医療推進協議会において、次の①または②に該当する病院・診療所が「在宅医療に必要な連携を担う拠点」とされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中核市保健所・県保健福祉事務所 ② 在宅医療・介護連携支援センター

(2)関係者に求められる役割

ア 住民(患者本人及び家族等周囲にいる者)

- 事前指示書の作成や人生会議の実施などのアドバンス・ケア・プランニング（ACP）により医療・介護従事者に対して人生の最終段階における医療・ケアを予め共有すること。

イ 在宅医療・訪問看護等実施する医療機関

- 患者のニーズに応じて、医療や介護、障害福祉サービスを包括的に提供できるよう調整すること。
- 在宅医療や介護、障害福祉サービスの担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること。
- 高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導等にも対応できるような体制を確保すること。
- 病院・有床診療所・介護老人保健施設の退院（退所）支援担当者に対し、地域の在宅医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと。

ウ 医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体

- 福島県医師会内に福島県在宅医療・介護連携支援センターを設置し、郡市医師会等が設置する各地域の在宅医療・介護連携支援センターに対する連携支援及び在宅医療・介護連携支援センターの設置を検討している市町村に対して開設に向けた総合的な支援を行うこと。
- 在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携体制を推進するため、福島県歯科医師会内に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療等が必要な者の把握、訪問歯科診療所等の紹介・派遣などを実施すること。
- 薬剤師の訪問薬剤管理における医科や介護等の他分野との連携体制を推進するため、福島県薬剤師会内に連携室等を設置するなど、訪問薬剤指導を必要とする方の把握、訪問対応薬局の紹介・派遣を実施する体制を構築すること。

エ 行政機関

- 福島県在宅医療推進協議会全体会議に加え、中核市保健所・県保健福祉事務所において協議会や部会を実施することで、地域の実情に応じた在宅医療の施策を検討すること。

- 在宅医療提供体制を構築するに当たって、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機の信頼が醸成されるよう配慮すること。
- 在宅医療に係る機関の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等について、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるための研修の実施等により人材育成に努めること。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進すること。

評価指標

1 目指す姿の進捗に関する数値目標

目指す姿の達成に向けた進捗状況は、以下の指標により検証します。

<全体目標>

番号	分野アウトカムに関する指標	現況値 (調査年)	出典	目指す 方向性	目標値 (目標年)
A1	在宅死亡率	27.7% (R3年)	人口動態調査	↗	29.9% (R8年)
A2	在宅死亡者数	7,091人 (R3年)	人口動態調査	-	-

※A2は、在宅死亡者数の実態を把握するためのモニタリング指標とします。

2 課題に関する取組の進捗に関する数値目標

課題に対する取組の進捗状況を検証するための指標は、本節の最後をご覧ください。

施策の推進

1 施策の評価と見直し

(1) 施策の推進体制と評価

在宅医療に関する施策の目標を達成するため、関連する協議会等において施策の評価や進捗状況の確認を行います。

また、関連計画との調和を保ち、連携を図りながら取組を推進していきます。

ア 関連する協議会等

- ・ 福島県在宅医療推進協議会

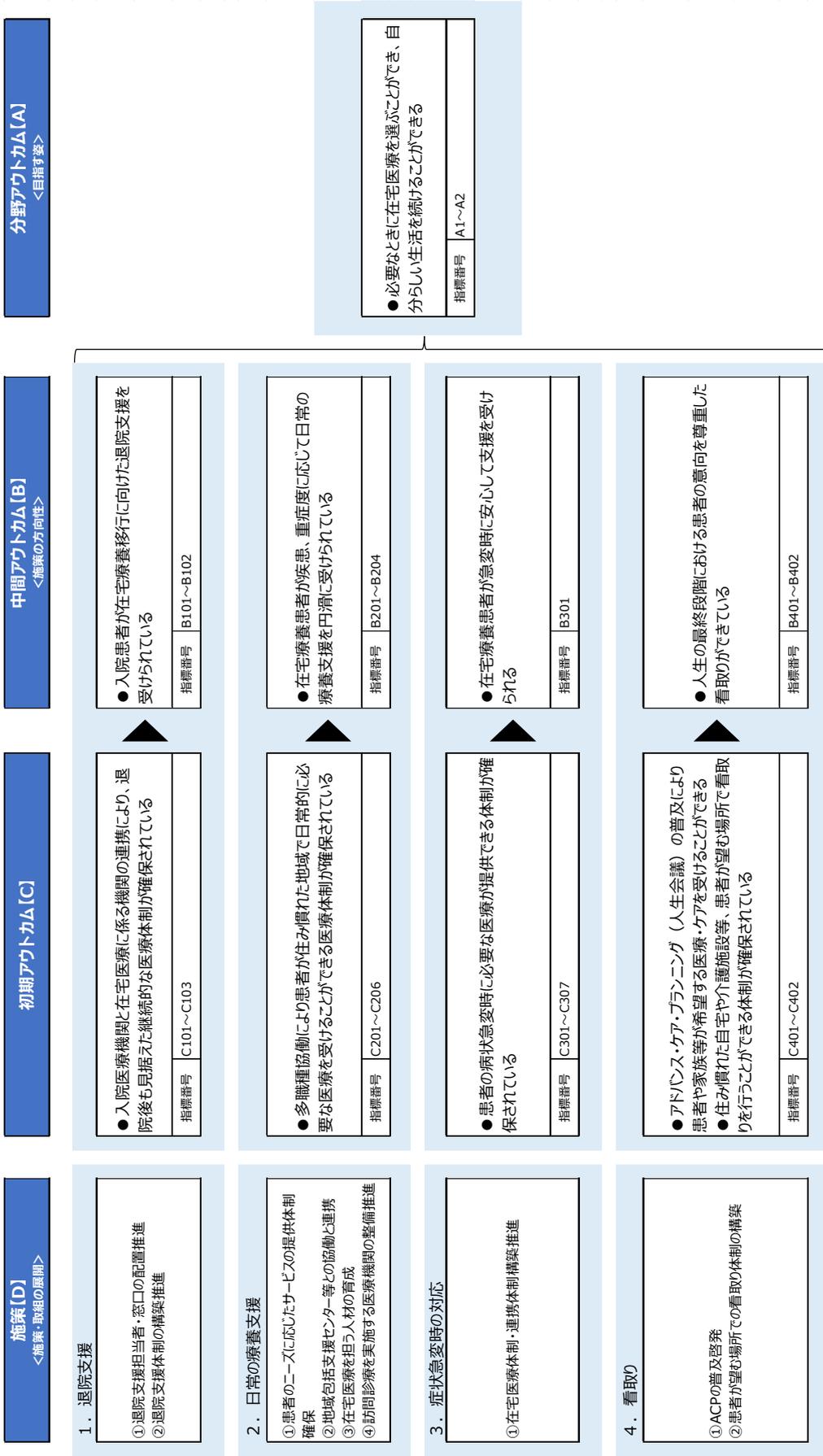
イ 関連計画

- ・ 第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画

(2) 施策の見直し

施策の評価や進捗状況に基づき、必要に応じて施策の見直しを行います。また、毎年の評価や見直しの結果は、福島県医療審議会保健医療計画調査部に報告することとします。

ロジックモデル<在宅医療>



第12節 在宅医療

	アウトカムに関する指標	現状		目指す 方向性	目標		出典
		現況値	調査年		目標値	目標年	
<全体目標>							
A1	在宅死亡率	27.7%	R3年	↗	29.9%	R8年	人口動態調査
A2	在宅死亡者数	7,091人	R3年	-	(※1)		人口動態調査
<退院支援>							
B101	退院支援（退院調整）を受けた患者数（人口10万対）	1,784.2人	R3年度	↗	3,136.6人	R8年度	NDBオープンデータ
B102	退院時共同指導を受けた患者数（人口10万対）	67.6人	R3年度	→	67.6人	R8年度	NDBオープンデータ
C101	退院支援担当者を配置している診療所・病院数	69施設	R2年	↗	80施設	R8年	医療施設調査
C102	在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村数	54市町村	R4年	↗	59市町村	R8年	地域支援事業等に係る実施状況調査（福島県）
C103	福島県在宅医療・介護連携支援センターの設置	8施設	R5年	-	(※)		福島県保健福祉部調べ
<日常の療養支援>							
B201	訪問診療を受けた患者数（人口10万対）	9,851.7人	R3年度	↗	16,775.5人	R8年度	NDBオープンデータ
B202	訪問歯科診療を受けた患者数（人口10万対）	1,250.3人	R3年度	↗	1,957.8人	R8年度	NDBオープンデータ
B203	訪問看護利用者数（医療保険）（人口10万対）	278.8人	R3年度	↗	366.4人	R8年度	NDBオープンデータ
B204	訪問薬剤管理指導を受けた患者数（医療保険）（人口10万対）	6.9人	R3年度	→	6.9人	R8年度	NDBオープンデータ
C201	訪問診療を実施している診療所・病院数	304施設	R2年	↗	330施設	R8年	医療施設調査
C202	訪問看護を実施している診療所・病院数	46施設	R2年	↗	50施設	R8年	医療施設調査
C203	在宅療養支援診療所数	162施設	R5.12	↗	185施設	R8年	東北厚生局届出受理
C204	在宅療養支援病院数	19施設	R5.12	↗	30施設	R8年	東北厚生局届出受理
C205	在宅療養支援歯科診療所数	54施設	R5.12	↗	100施設	R8年	東北厚生局届出受理
C206	訪問看護ステーションの従業者数	978人	R3年	↗	1,075人	R8年	介護サービス施設・事業所調査
<症状急変時の対応>							
B301	往診を受けた患者数（人口10万対）	2,294.2人	R3年	→	2,295人	R8年	NDBオープンデータ
C301	往診を実施している診療所・病院数	276施設	R2年	↗	300施設	R8年	医療施設調査
C302	機能強化型在宅療養支援診療所数	31施設	R5.12	↗	37施設	R8年	東北厚生局届出受理
C303	機能強化型在宅療養支援病院	8施設	R5.12	↗	11施設	R8年	東北厚生局届出受理
C304	在宅療養後方支援病院数	5施設	R5.12	↗	8施設	R8年	東北厚生局届出受理
C305	24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	180施設	R5.12	↗	198施設	R8年	東北厚生局届出受理
C306	24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数	910人	R2年	↗	1,001人	R8年	介護サービス施設・事業所調査
C307	24時間対応可能な薬局数	279施設	R5.12	↗	300施設	R8年	東北厚生局届出受理
<看取り>							
B401	看取り数（人口10万対）	220.3人	R3年度	→	220.3人	R8年	NDBオープンデータ
B402	在宅ターミナルケアを受けた患者数（人口10万対）	25.4人	R3年度	↗	31.3人	R8年	NDBオープンデータ
C401	在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数	91施設	R2年	↗	100施設	R8年	医療施設調査
C402	ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数	122施設	R3年	↗	134施設	R8年	介護サービス施設・事業所調査

(※1) 在宅死亡者数の実態を把握するためのモニタリング指標とします。